

## 第1回 淀川管内河川レンジャー代表者会議 議事要旨

開催日時 : 平成21年4月21日(火) 14:00~16:00

場 所 : 中央流域センター 多目的ホール

参加人数 : 委員17名、事務局7名、傍聴者35名

### 1. 決定事項

淀川管内河川レンジャー代表者会議(以下「代表者会議」)の会長に片寄委員、副会長に久保田委員が選任された。

平成21年度 新規淀川管内河川レンジャー展開計画(案)(以下「展開計画案」)は、委員による審議を経て決定された。

淀川管内河川レンジャー(試行)審査要領(以下「審査要領」)は、委員による審議を経て改正が承認された。

### 2. 懇談会の概要

「第1回 淀川管内河川レンジャー代表者会議」について

事務局より、委員の出欠及び代表者会議成立の報告、並びに配付資料の確認が行われた。次に、淀川河川事務所の小俣所長からの挨拶、出席委員の自己紹介、及び事務局より「資料-1 代表者会議趣旨書」を用いて、代表者会議の趣旨説明が行われた。

その後、淀川管内河川レンジャー(試行)運営要領(以下「運営要領」)に基づき、委員の互選により会長に片寄委員、副会長に久保田委員が選任された。

#### 講座・研修の実施概要の報告

片寄会長の司会のもと、事務局より、「資料-3 講座・研修の実施概要」を用いて、講座研修実行委員会(以下「実行委員会」)で決定された講座及び研修の実施概要が説明された。

講座(淀川発見講座・レンジャー養成講座)については、昨年度からの変更点を中心に講座の仕組み、カリキュラム及び講師等の説明が行われ、研修については、年間スケジュール案に沿いながら個々の研修の詳細な事項を検討して実施していくことが報告された。また、研修の内容については、実行委員会の委員長である上田委員より説明が行われた。その後、委員により意見交換が行われた。

主な意見については、「3. 主な意見」を参照。

#### 第7回河川レンジャー運営会議の開催報告

事務局より、「資料-4 第7回河川レンジャー運営会議の開催報告」を用いて、河川レンジャーの任命状況及び各河川レンジャー運営会議(以下「運営会議」)の開催状況について説明が行われた。

#### 平成21年度 新規淀川管内河川レンジャー展開計画の承認の審議

片寄会長の司会のもと、事務局より、「資料-5 平成21年度 新規淀川管内河川レンジャー展開計画(案)」を用いて、平成21年度の展開計画案が説明された後、運営会

議代表者及び運営会議代表河川レンジャーの委員から補足説明が行われた。その後、委員による審議を経て展開計画として決定された。

主な意見については、「3. 主な意見」を参照。

#### 淀川管内河川レンジャー（試行）審査要領の改正の審議

片寄会長の司会のもと、事務局より、「資料 - 6 淀川管内河川レンジャー（試行）審査要領 改正案（新旧対照文）」を用いて、運営要領の改正などに伴う変更点の説明が行われた。その後、委員による審議を経て成案として承認された。

主な意見については、「3. 主な意見」を参照。

#### 自治体との連携に向けた意見交換

片寄会長の司会のもと、河川レンジャーと自治体との連携に向けて委員による意見交換が行われた。

主な意見については、「3. 主な意見」を参照。

#### 今後のスケジュールについて

事務局より、「資料 - 7 今後のスケジュール（案）」を用いて、淀川管内河川レンジャーに係わる平成 21 年度のスケジュール（案）が説明された。

### 3. 主な意見

#### (1) 講座・研修の実施概要の報告

河川レンジャーになるための審査申請者は最大 20 名となっている。申請者が 20 名以上の場合、どのような方法で決定するのか。（小俣委員）

先着 30 名がレンジャー養成講座を受講することができ、その内の先着 20 名が審査の希望者枠となる。レンジャー養成講座の定員は屋外実習の安全管理を考えたうえで 30 名とし、審査希望者の定員はプレゼンテーションを 1 日で終えるための限界を考えて 20 名としている。（事務局）

今回、枚方出張所管内では河川レンジャーの募集を行わないが、講座受講者にはどの時点で各管内の河川レンジャー募集人員をお知らせするのか。（小俣委員）

淀川発見講座の際に新規河川レンジャー展開計画を説明し、各管内の募集人員をお知らせする。（事務局）

河川レンジャーに再チャレンジするにあたり、レンジャー養成講座を受講した翌年度であれば、必修科目のみを受講すると書いているが、必修科目がどれか分からない。全てが必修科目であれば、書く必要はないのではないかと。（小俣委員）

前回の第 10 回淀川管内河川レンジャー検討懇談会で提案済みであり、2 年にまたがって受講する場合は、1 年目に 1 年目の必修科目、2 年目に 2 年目の必修科目を受講するように設定している。（事務局）

#### (2) 平成 21 年度新規淀川管内河川レンジャー展開計画の承認についての審議

河川レンジャーは現在 25 名、今年度に 8 名を追加して合計 33 名となる計画であり、今後更に河川レンジャーの動きが活発になると思う。このため、全体をまとめるセンター

河川レンジャーや事務員の補強についても計画に入れた方が良いのではないか。(山村委員)

中央流域センターに松岡センター河川レンジャーと補助員1名、上流域流域センターに事務員1名と補助員1名がおり、今後うまく整理して上下流を分けた管理を行うことが出来れば対応できるのではと考えている。(事務局)

現在の専従に近い事務局体制は、全国的に他のネットワーク事務局と比べても遜色ないと思う。今後、事務局が忙しすぎて機能しない程にレンジャー活動が活発になると嬉しい。そうなった際の体制や資金の運営等を次の段階として考えていかなければならないと思っているが、まずは現在の体制で効率よく機能することが大事だと思う。(小俣委員)

河川レンジャーはすばらしい制度であり、上手に運営して継続していかなければならない。全国が注視しており、大事な時期を迎えている。皆さんの力を結集して河川レンジャー制度を育てていきたい。(片寄委員)

### (3) 淀川管内河川レンジャー(試行)審査要領の改正についての審議

河川レンジャーが増えれば、市民と行政の関係や河川環境の保全等が活発化するとは必ずしも言えない。今回も計画目標の定員数に達していないが、募集を行わないところもあり、レンジャー養成講座の基本的なあり方、募集方法等を含め、従来の方法について今後考え直す必要があると思われる。課題認識として、持っていたきたい。(中島委員)

議論する機会を出来れば今年度中に設けていただきたい。(片寄委員)

### (4) 自治体との連携等に関する意見

河川レンジャーは自治体関係者からの積極的な応援、助言、提案などをいただき、自治体との連携を深めることで、河川レンジャーとして成長し、活動もレベルアップ出来るのではないかと期待している。(山村委員)

大阪府では、美化活動や川とのふれあい等を府民と行っており、協働が始まってきていると認識している。(井上委員)

京都府でも河川愛護の取り組み等をNPO等と一緒にしている。また、鴨川環境を守り育てるといった「鴨川条例」があり、その中で鴨川府民会議を開催する等、住民協働の取り組みが部分的ではあるが行われている。今後、木津川管内等についても地域との取り組みを検討していきたいと思っている。(岡山委員)

大阪市では防災として水防事務組合と連携しているほか、水質確保の問題や都市の活性化と水辺をどうリンクさせるかなどを模索している状況である。(齋木委員)

京都市も淀川、宇治川、木津川を守る水防事務組合と連携しており、水防の技能や知識向上等について助言できると思う。また、他にも住民活動の事務局を補助しているため、問い合わせがあれば答えていきたい。(松田委員)

技術分野等において、行政に相談にのっていただけることがあると思う。また、行政内部でも河川レンジャーの認識が低いようなので、委員全員が力を入れて大いに活躍していただきたい。(片寄委員)

昨年 12 月に行われた京都府の「環境フェスティバル」では京都府域の河川レンジャー達でミニ講座等を行い、河川レンジャー同士の連携が生まれた。今年度も「水都大阪 2009」への参加等、色々取り組んでいこうと考えている。このような姿勢で河川レンジャーとして活動していることを自治体関係者にも知っていただきたい。(山村委員)

昨年度、京都府の環境フェスティバルで呼びかけを行い、河川レンジャーによる「桂川クリーン大作戦」を企画した。今年度も実施したいと考えており、また自治体からの助言等をいただきたい。(仁枝委員)

川は自然物であり、山と同様の癒しの機能を持っている。このことを管理者としてではなく理解していただければ、行政と市民、その間に立つ河川レンジャーとの連携が更に深まっていくのではないかと思う。積極的なアプローチが行政には少ない。(上田委員)

「水都大阪 2009」は、水や川を大切にするという思いで開催されると考えている。河川レンジャーの活動は「水都大阪 2009」と関係が深いと思うので、河川レンジャーの PR に力を貸していただきたい。(辻川委員)